感染症の登所(園)基準

主治医の診断を受けてから登所(園)してください。

	病名	潜伏期間	主な症状	登所基準
1	インフルエンザ	1~4日	悪寒、頭痛、高熱、筋肉痛	発症後5日間かつ解熱した後3日を経過する まで
2	百日咳	7~10日	特有な咳(咳き込んだ後、笛を吹 くような音で息を吸う)	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻しん(はしか)	8~12日	結膜炎症状、鼻水、発熱、その後 高熱と赤い発疹	解熱した後、3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16~18日	耳下腺、顎下腺の腫脹、痛み	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん	16~18日	発熱と同時にばら色の発疹	発疹が消失するまで
6	水痘(水ぼうそう)	14~16日	発疹 (紅斑→水疱→かさぶたの順 に変化)	すべての発疹が痂皮化 (かさぶた) するまで
7	咽頭結膜熱 (プール熱)	$2\sim 1$ 4 \exists	高熱、咽頭痛、結膜炎(結膜充血、 目やに)	主要症状がなくなった後、2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎	2~14日	急性結膜炎症状 (まぶたが腫れる、 異物感、目やに)	結膜炎の症状が消失してから
9	急性出血性結膜炎	$1 \sim 2$ 日	結膜や白目の部分の出血	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
10	腸管出血性大腸菌感 染症 (0157、026、0111 等)	10時間~6日	嘔吐、下痢、血便	医師により感染の恐れがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が排出されなければ登園可能である。)
11	ヘルパンギーナ	3~6日	高熱、咽頭痛、口の中の水疱による 食欲低下	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段 の食事ができること
12	手足口病	3~6日	発熱、口の中に痛みを伴う水疱、 手、足、お尻に水疱	発熱がなく、普段の食事ができること
13	伝染性紅斑 (りんご病)	4~14日	かぜ様症状、顔面頬の紅斑、手足に レース状、網目状の紅斑	全身状態がよいこと (発疹が出現 したころにはすでに感染力は消失している)
14	溶連菌感染症	2~5日	発熱、のどの腫れ、全身に鮮紅色 の 発疹	抗菌薬内服後、24~48時間経過していること
15	<mark>ウイルス性</mark> 胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデ ノウイルス等)	12時間~3日	発熱、嘔吐、下痢	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事が できること
16	マイコプラズマ肺炎	14~21日	かぜ様症状、しつこい乾性の咳	発熱や激しい咳が治まっていること
17	突発性発疹	9~10日	高熱、解熱とともに全身に発疹	解熱後、 <mark>機嫌が良く</mark> 、全身状態がよいこと
20	RSウイルス感染症	4~6日	発熱、鼻水、咳、喘鳴、呼吸困難	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
18	とびひ (伝染性濃痂疹)	2~10日	すり傷や虫さされ、あせも等に化 膿菌が入り水疱ができる	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる 程度のものであること 治癒するまでは、プールは禁止
19	水いぼ (伝染性軟属腫)	2~7週間	半球状のいぼ	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被 覆すること
_				

の病気については、学校保健安全法により、出席停止の期間が定められています。